慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マックイヴアの国家論 : 彼の新著「近代国家論」とその思想的背景の概観
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.2 (1927. 2) ,p.202(62)- 261(121)
JaLC DOI	10.14991/001.19270201-0062
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270201-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マックイヴアの國家論

——彼の新著「近代國家論」とその思想的背景の概觀——

加田哲二

一

國家の本質、その社會との關係、その主權の性質に關する問題は依然として大なる問題である。而して、國家を社會學的に研究せんとする一派としての多元的社會論者の國家觀は近時一の出色の學說と看られてゐる。彼等の學說は多く將來社會の理想を說くに忙はしく、國家の歷史的現實的考察については、甚だ斷片的であつた。こゝに主題とするマックイヴアの新著「近代國家論」は主として國家の歷史的現實的研究であつて、然かも量においても五百頁を計へ、國家の殆んどすべての點に關する研究である。筆者は、この國家論中社會學的に最も重要と思はるゝ點を以下に紹介し、併せて、この國家論の出づるに至るまでの、國家の本質、その社會との關係に關する先進學者の所說を歷史的に概觀し、更らにマックイヴアの先驅者とも見るべき多元的社會論の發達を叙述したのは、彼の國家論の史的地位とその論理的前提とを示さんとしたに外ならぬ。筆者の論述は發展の大樣を示すにあつて、一々の學說についての本質を檢討するにはなかつたから、叙述の不充分については讀者の寬恕を乞ひたい。

國家は社會と屢々混同され、または同義語として使用されてゐる。乍然、この國家及び社會を同義語として使用することは、單に日用語においてのみではない。この同義語としての使用は深い歷史的背景を有してゐる。國家は通說によれば、血緣社會たる氏族社會から、その血緣的要素を失つた地緣社會として成立したものであるが、この地緣社會たる國家は、全體社會を構成する唯一の組織體の如く考へられ、主張せられたのである。その最も著しい例はギリシヤ都市國家における政治思想であつた。ギリシヤ都市國家は一の倫理的團體と見られてゐた。かくの如き社會の科學としての政治學は著しく倫理的のものであつた。國家の追究すべき目的即ち正義及び眞の道德的精神に到達すべき手段如何が政治學の目的

であつた。政治學は全社會の倫理學であつた。(註一)而してギリシヤ都市國家の一の特質として擧ぐべきは國家と敎會寺院との區別のないことであつた。彼等に對しては宗敎は政治的社會の政治生活の一方面であつて、直接國家が執行するものであつた。ギリシヤ都市國家はこれと同權を主張する團體のために、その行動を制限せらるゝことがなかつたのである。都市國家は道德宗敎の布敎の如きを司る團體の存立を許容しなかつた。國家はまた同時に敎會であつた。(註二)

以上の諸點から推して、都市國家の理論は國家の完全なる活動を許すものであつた。而してその政治學の目的は國家の完全なる活動方法を研究するにあつた。故にその政治學は立法者の學說であり、立法者のための學說であつた。政治思想家もまた自ら立法者なりと想像し、その思想より生るゝ計畫を試み、第二段に至つて、もしその理想にして實現し得ないとすれば、現狀より出發して、國家の再建を論せんとしたのである。(註三)　要するにギリシヤ政治思想の特徵は國家を道德的團體と見、倫理的觀點から政治生活を見たことである。彼等の國家學は國家生理學にあらずして、國家病理學であつた。(註四)　即ち地緣團體たる國家が嘗て、血緣團體たる氏族制度によつて、行はれたあらゆる社會機能と新らたに地域團體の成立によつて發生した社會機能のすべてをその裡に收めんとするにあつた。かくて國家は全社會なりと思惟せられたのである。(註五)

二

歐洲中世の社會はギリシヤ社會と稍々その趣を異にしてゐる。中世思想の中心點はその普遍主義(ユニヴアサリズム)にあつた。そは一の普遍的社會の存在を信じた。その世俗的意義においては、そはローマ帝國の相續繼承であり、その宗敎的意義においては、基督の敎會における顯現であつた。かくて同一の社會は同時に帝國であると共に敎會であつた。第五世紀末にゲラシウス第一世によつて論述せられた兩者の關係の理論は並行の理論(a Theory of Parallelism)であつた。各自はその範圍を有し、その範圍中に在住すべきであつた。「神のものは神に返し、カイゼルのものはカイゼルに返す」のであつた。然もこの普遍主義と並行主義との混在せる計畫は蠻人の侵入によつて破壞せられた。世俗的方面において、この普遍主義、少くとも普遍主義の形態を復活したものは、シャーレマンであり、敎界において孤立的地方的敎

會に對して、普遍的法王教會を復活したのは、ヒルデブランドの事業であつた。(註六)

ヒルデブランド派の政策及びその背景をなしてゐる政治的教會思想は中世思想に對して最も重要なものである。而して彼等の政策の中心を形成するものはユスチチヤ(Justitia)の思想であつた。ユスチチヤの思想はこれを三方面から觀察することが出來る。第一、教會に對する法王の主權である。第二に、ユスチチヤは世俗社會からの僧侶の解放、即ち諸種の社會的、經濟的、並に封建的束縛からの解放であつた。ある意味において、それは教會の國家よりの分離並に解放を意味してゐた。然し、教會の國家からの分離は國家の教會からの分離ではなかつた。最高の法王は精神的なるものを世俗的權力から除外した。法王は、最高主權なるが故に、精神的權力から世俗的なるものを除外することを得なかつた。故に、ユスチチヤは、第三に、基督の最高法則の最高發現としての法王の權利は、王侯が基督の法則に反し、またその自由なる行使を妨げたときには、彼等をも裁判し矯正することが出來ることを意味した。即ち原則として國家は教會に從屬してゐたのである。(註七)

ヒルデブランド派の運動の影響を受けて、中世における政治思想の中心は以上の如く、單一普遍社會の概念であつた。而してこの社會は單一の權威(オーソリティ)によつて主張せらるゝ一の生活原則の下に運營せられるのである。この原則は神より出づるものであり、この權威は神の代表者であつた。故に吾々はこれを稱して神政(セオクラシー)といふのである。全キリスト教的社會に君臨する教會は、能ふ限り、その社會の全生活――政治的、社會的、經濟的、智的生活のすべてを基督教の原則の下に統一しやうと試みたのである。政治的には、教會は誤れる內政、例へば貨幣の惡鑄の如き、外交的には條約の破棄の如きに對して王侯を非難矯正した。社會的には、それは婚姻法によつて家族の生活を、贖罪の組織によつて個人の生活を統制した。經濟的には、それは公正價格を强制し、徵利を禁止することによつて、商業並に工業を規制せんとした。而して、財產をもつて一般の善を增進するための信託とする思想並に慈善の必要を說くことによつて經濟的動機一般を統制せんとした。而して知識的にいへば、それは、その機關である大學における單一の文化を發展せしめ、遂には、異教の迫害によつて、その文化を强制したのである。故に、中世紀における政治思想を論ずる場合に、それをもつて單一なる要素とすることは出來ない。政治學、經濟學、倫理

學、神學――これらの諸學は皆な打つて一丸となつてゐた。嚴密にいふならば、政治學と經濟學とは、倫理學に從屬してゐるものであつた。而して倫理學そのものが啓示の倫理學であつたが故に、そはまた神學であつた。この點で中世紀の思想は最もプラトンの思想に近いものがあるのである。（註八）

敎會のこの世に行はんとした法則は、神の律法であつた。彼等のいふ自然法であつた。モーゼに啓示せられ、基督によつて宣明せられた神の律法は純粹無雜のものであつて、その中には政府なく、奴隷なく、私有財產がなかつた。然るに中世基督敎會はこの神の律法を直接に社會に摘用することは不可能であつた。實際に順應する律法の改變が必要とせられたのである。こゝで敎會學者は自然法を分つて絕對的自然法と相對的自然法とし、絕對的自然法をもつて人類の墮落以前に摘用せられ、相對的自然法を以て人類の墮落以後に摘用せらるゝものとした。相對的自然法は人類の墮落によつて生じた罪障に對して適應するものであつて、そは人間の罪障に對する刑罰たると共にその矯正の作用をなすものであつた。强制と嚴格なる統治と奴隷と私有財產とを發生せしめたといふ點において、そは刑罰であり、これらの諸制度に存する罪障を矯正指導するといふ點において、そは一の矯正である。而して、中世敎會はこの相對的自然法をもつて社會に臨んだのである。（註九）

中世の國家論――王權論はこの相對的自然法の概念にその基礎を置いてゐる。王權は支配慾を充足せしむる限りにおいて罪に對する罰である。而して、その目的が不正の刑罰、正義の執行なる點において、そは一の矯正である。謂ふまでもなく中世敎會は、王者に對して不正の刑罰と正義の執行とを要求し、神の命とした。かくて王權をもつて神權なりとする思想が起つた。然し王權の神權なることは、その無制限の行使を意味するものではない。そは基督の精神の實現のために行使せられねばならぬ。もし然らずとすれば、敎會は王者を基督敎社會から排斥するに至るのである。これのみではない。中世紀的思想における神權の觀念は、民主的制度と併存共立することが出來た。すべての權力は神がこれを與へる。然もこの神の權力を行使すべき人の制度に對して民衆は發言權を有してゐた。戴冠式における誓言によつて、王者はある方法によつて統治すべきことをその人民

と約束すると考へられたのである。この王制の民主的基礎並に民主的政治批評權は中世政治思想の重要なる點である。聖トオマスの如きもたゞ人民の意志または人民代表としての王者の意志のみ法律を作成し得るといつてゐる。斯くの如き一種の民約說と神權說との融合調和が中世思想の主要要素である。中世における王權は、かくて自然法により、敎會により、人民によつて制限せられた王權であつた。(註一〇)

斯くの如き王權の制限は當時の實際狀態に適應したものであつた。實際狀態と稱するのは、中世における團體生活である。敎會內においては法王の權力の强大なために、各團體の自治的發達は阻害せられてゐた。この範圍以外の社會においては、團體生活はよく發達し、中世紀の甚だ重要な特徵を形成するものである。國家も一の團體 Communitas であつた。バアカアは中世國家を稱して諸團體の聯盟的團體 Communitas Communitatum といつても大過なしといつてゐる。この諸團體中、都市はその最も顯著なものであつた。その發達に從つて、都市自らもまた諸團體の聯盟たるに至つた。都市は數種の各〻獨立したギルドを包含し、ギルド相互間、ギルドと都市との調和を必要としてゐた。かくて都市は中世政治思想上重大な要素であつた。聖トオマスの特に注意したところもまた都市であつた。何となれば、彼は都市において、基督敎的社會の典型を見たからであつた。地方には封建制度があつた。封建制度は鬪爭の狀態であり、所有がその勞働に比例しない社會であつた。然るに都市は平和の宮殿であり、人がその爲した勞働に從つて、報酬を受ける世界であつた。而して、これらの中世紀における諸團體は、ギイルケのいふやうに、國家の創造または擬制によるものではなく、それ自らの生命を有したものであつた。當時の中央集權の行はれない國家の狀態を考へて見れば、吾々は直ちにこのことを了解し得ると信ずる。(註一一) 要するに中世の盛時においては、地域團體たる國家は主として封建制度の維持の機關としての機能を遂行し、一方同じく地域團體たる都市に對抗すると共に、他方著しく敎權の掣肘を受け、從つて、國家の全一的統治權が否定せられてゐたことは、東西の史實が均しく吾々に示すところである。

三

廣大なる地域の上に建設せられた大國家は近世の産物である。經濟生活が中世的領域經濟を越へて、近世國民經濟に進んだ一の産物に外ならない。當時經濟論として稱導せられたマアカンチリズムの時事論の如きも、この國民經濟の運營を援助すべき國家の方策を論じたに外ならない。（註一二）かくて國家は社會の主要な方面にその權力を振はんとするに至つたのである。こゝに至つて國家の最高主權を論證せんとする論客の出現することは極めて自然である。國家の最高主權を主張した主なる論客に、第十六世紀にジャン・ボオダン、第十七世紀にフゴウ・グロチウスとトオマス・ホッブス、第十八世紀にジャン・ジャク・ルソウ、第十九世紀にジョオン・オウスチンを擧げることが出來る。（註一三）

國家の最高主權を主張する學說は第十六世紀に唱道せられ、當時中世的制度と思想の消滅しつゝあつたときに、發達の途にあつた民族的王制國家の說明並に是認の根據を提供したためにこの學說は最も有用なものとせられたのである。當時强固な民族的王制國家を建設するがためには、一方において、民族國家の代表者としての國王に對する世界帝國的主權または法王の主權を排すると共に、他方においては、內政的に王者の權力が封建諸侯、自治的都市、または產業的自治を有してゐるギルドの權利によつて制限せらるゝとする思想を打破するの必要があつた。かくて歐洲大陸において最も早く民族的王權の發達した佛蘭西においてボオダンは De Republica を著はし、國家を定義して、最高權力 Summa potestate 並に理性によつて支配せらるゝ、家族及びその共同所有の團體とし、主權 maiestas を定義して法律によつて制限せられない臣下に對する最高權力なりとした。（註一四）ボオダンの著作は十六世紀末に過去二百年間の佛蘭西においてルイ十一世治下の諸制度並にピエル・デュ・ボアの著作に現はれたものを明確に記述したので、ボオダンの著作の政治學史上特に重要であるのは、彼が主權に關する近代的學說を創說したことではなくして、國家の綜合的主權の觀念を、中世的國家の亡びて、近世的國家の正に興隆しやうとするときに主張したことに存する。

ボオダン、グロチウス、ホッブス、ルソウ、オオスチンの諸體系における國家並に主權論の共通なる特色は國家が社會の必要な制度であり、人々が共通にしてまた相競爭する利益を有しながら合理的に生活し得る手段である法律を提供する唯一の

機關であり、從つて、國家は法律的には最高にして無制限のものとするにあつた。（註一五）乍然、これらの思想家は國家の機能を絶對のものと考へ、國家がすべての社會的機能を統制すべしとする所謂國家至上主義を主張するものではない。ボオダンは主權を法律によつて制限せられない最高の權力と定義したが、彼はまた次の如くいつてゐる。「吾々は既に法律の拘束力からの主權の自由について論じたが、その自由は神の法または自然法に關するのではない。」（註一六）ボオダンは國家を家族の團體にして、その共通の事象のための團體で、最高の權力によつてのみではなく、また理性によつて支配せらるゝものと定義した。かくて彼は國家をその構成要素たる家族のすべての利益に關するものとなさず、單に諸家族に共通なる利益を處理する團體とした。グロチウスは國家を「法の利益を享受し、その共同の利益のために、結合した自由人の完全なる團體」と定義した（註一七）この點において彼もまた國家至上主義を採るものではない。ホッブスは主權一元論者の最も極端なる論者であるが、彼も、人民が特殊の場合には合理的にその自主權を放棄することを想像し得ないから、主權が合理的に處理し得ない事象の存することを認めた。（註一八）オオスチンも主權が社會の最も勢力ある部分により、また一社會における輿論並に感情の狀態によつて統制せらるゝことを認めた（註一九）

要するに以上の論者の學說の主要なる點は次の如くであつた。個人間及び諸社會的團體間の內部關係は結合と調和の組織を必要とする。この調和整調の組織は、その特有の機能を適當に充たすためには、組織構成者の全體を包括し、强制しなければならぬ。即ち强制權力を有さねばならぬ。法律とはこの包括的にして强制的な組織即ち國家から出される命令及び規定である。斯くの如き强制權は國家のみこれを有する。（註二〇）彼等は國家の全能を信ずる者でない。彼等の多くは個人主義的の立場に立つてゐた。然し、彼等は國家の包括的主權を否定し、また制限せんとするものではなかつた。

四

轉じて吾々は國家至上主義を奉ずる者とせらるゝ思想家を觀察しやう。この一群の思想家の代表者と看做されてゐるものはヘエゲルである。ヘエゲルは獨逸理想主義の國家學說を完成したといつていゝ。彼は後に說く如く國家をもつ

て倫理觀念の發現と考へる程の國家至上主義者であつたが、決して社會と國家とを混同しまたは同一義と解したのではない。社會と國家とは彼に至つて、始めて明瞭に別種の概念として區別せられたと稱さるゝ位である。(註二一)

乍然、カントの後を承けて、ヘエゲルの直接の先驅者といはれてゐるフィヒテも社會と國家の區別をなすと共に、第十八世紀の末葉既に社會の問題を科學的に論じて「獨逸社會學の創設者」といはれてゐる(註二二)フィヒテは千七百九十四年刊行の「學者の本分」において社會を定義して「余は理性的人間の相互の關係を稱して社會といふ」と。而して、社會は「單純に國家ではなくして、一般に空間的に併存的に生活し、このことによつて、相互的關係の設定せらるゝ理性的人間のすべての集團である。」フィヒテにとつては、國家は「社會の特殊的に、經驗的に條件付けられた一種」であり、決して人類の絶對的目的ではなく、これをもつて、一の完全なる社會を創立する手段と見たのである。曰く「國家は、單に手段に過ぎないすべての人間の制度と同じく、それ自らの否定に達する。政治を無用のものたらしめるのが、すべての政治の目的である。その時期に未だ到達してゐないことは確實である。然り、今は國家の否定に達したときではない。乍然、先驗的に豫見せられた人類の進路の上に、すべての國家的結合の無用たるべき點の存することは確實である。而してこの點は權力と狡猾との代りに、理性のみが、最高の裁判官として認めらるゝときである」と。彼の目的は社會的なる個人の道德的完成にあつた。彼の國家觀は完全なる一體ではなくして、彼の思想と共に成長したものであつた。彼の有機的社會觀が完成せらるゝと共に、その國家の機能に對する要求も增大して來た。然し、彼は未だヘエゲルの意味での完成國家の思想には到達しなかつたのである。(註二三)

ヘエゲルにおける國家と社會との區別はフィヒテにおけるそれと異る。フィヒテにおいては國家は一般社會の一下位概念であつた。然るにヘエゲルにおいては、國家は社會(ゲゼルシャフト)とは全く別種のものである。國家は一の共同體(ゲマインウエゼン)である。故に國家は社會の單なる一特殊形態たり得ない。原始的社會がその發展のある階段において、國家に推移するのではなくして、國家と社會とは異つてはゐるが、相互に影響する構成體として併存的に存立するのである。ヘエゲルは孤立的人間の假定から社會の成立を說いたのではない。彼の出發點は

家族である。家族が更らに多くの家族に分岐して外的に相互關係に入るとき、社會が存在する。何となれば、各人が各々その欲望によつて活働し、その特殊の目的を追究すれば、各人の生活圏と幸福とを他人の幸福と結合せしめる相互依存の組織が成立する。かくて各個人は一私人として、その特殊の利益と目的とを追究する間に、彼の意欲と行爲とは一般的の意欲と行爲によつてのみ可能となるので、一般的連鎖の一員たるに至るのである。而してこの社會に對する社會成員の依存は、彼の欲望とその充足方法とが多數となるや、益々大となるのである。個人の相互關係の量的增加は同時にその質的變化を齎らす。この相互關係は今や一般から共同生活に必然的なるもの即ち社會關係として認めらるゝ至るのである。而して社會的欲望充足の手段は勞働であつて、勞働は自然から直接に供給せらるゝ材料を勞働過程によつて、欲望目的に適應せしめる。この社會的過程は最初甚だ簡單であるが、欲望とその充足手段とが增加し特殊化すると一層廣大なる分業が行はれる。かくて同時に財產と熟練との不平等が發生し、更らに、階級の相異が生ずる。故に社會は欲望とその充足に向けられた勞働活働との組織である。ヘエゲルはかゝる社會の本質上、近世の市民的社會をもつて、「すべての人のすべての人に對する個人的利害の戰場」と稱した。

ヘエゲルによる國家は全くこれと異る。國家は一般的理性的意志に依存する國憲的組織である。個人の自由意志、意見表示せられた贊意をその基礎に有する結合である。國家形成に對して一般的意志のみでは充分でない。この意志は、それ自ら理性的のものでなければならぬ。かくてヘエゲルは國家を定義して「道德的全體、自由の實現」といひ、國家の目的をもつて「一般の利益及びその實體として特殊利益の維持」を擧げた。即ち個別的利益の特殊性を維持しながら、それを一般利益即ち國家利益と結合せしむるのである。而してこの目的は、自由と必然とを結合せしめる法制の施行によつて達せらるゝのである。

ヘエゲルの論じた國家は事實上歷史的に發展し、現存する國家ではない。それはたゞ哲學的國家理想であつて、現實の國家はヘエゲルの論ぜんとするところでなかつた。現實の國家が、家長的家族から發達したものか、その成立が恐怖によるか、信賴によるかはヘエゲルに對しては問題ではなかつた。彼は國家の本質を國家

の理念に求めたのである。然らば、現實國家はこの國家の理念に對して如何なる關係にあるか。現實國家は未完成國家である。國家の本質は未だ現實國家に實現せられず、故にその本來の目的を充たすを得ない。即ち現實國家においては、國家の理念は未だ隱蔽せられてゐるのである。國家が完成國家となるとき自由は實現せられ、道義は完成せらるゝ。人間の結合はこのときに至つて完成する。（註二四）

ヘエゲルの國家思想を承けて、これに社會學的基礎を與へんとしたものは「獨逸社會學の創成者の一人」ロレンツ・フォン・シュタインであつた。（註二五）彼は國家を以て人格的意志及び個人的意識を有する人格的共同社會と定義した。彼によれば、この抽象的國家に對して現實の國家が對立する。すべての現實國家制度は社會制度と國家權力との結合である。國家はその機關を社會の人々によつて、形成する。從つて國家は社會の上にも、社會の外にも立つことが出來ない。乍然、國家は常に社會と鬪爭する。國家の原理は差別なき人格の承認であり、すべての人に自由と平等とを與へんとするものである。故に國家は常に一般的利益を代表し、支配的社會と鬪爭し、經濟の道德的制度を要求し、財の獲得の一般的自由を主張する。反之、社會の原理は支配的及び從屬的社會階級の差別である。支配階級は屢々國家を亂用し、惡用する。然し國家の本質はその先驗的理想的任務に存する。シュタインは、プラトンの理想國家を近代の官僚國家 der Beamtenstaat に移さんとしたのである。（註二六）

ヘエゲルの流を汲んで、思想上實際上に顯著な影響を及ぼしたものは、ヘエゲル國家觀の社會主義的應用である。ラッサアルはその代表的なものである。吾々はその「勞働者綱領」中に次の有名な章句を見る。曰く「歷史は自然との鬪爭である。缺乏、無智、貧窮、無力との鬪爭であり、かくて人類がその歷史の始めに表はれたときに存在したあらゆる種類の不自由との鬪爭である。この無力の進步的征服……これが歷史の示してゐる自由の發展である。もし、この鬪爭において、吾々が各人自身單獨に鬪爭を行ひ、または行はんとしたならば、吾々は決して一步も前進し得なかつたらうし、また常に進み得ない。國家は自由の發展、即ち人類の自由への發展を成就すべき機能を有するものである。國家は道義的全體における個人の統一である。……國家の目的は、個人に對して、その個人的自由並に財產を保護す

ることではない。……國家の目的は、寧ろ、この結合によつて、個人をして、次の如き目的を達し得る狀態に置くことである。即ち、彼等が嘗て個人として到達することが出來なかつた生存の階段に達せしめることである。彼等の全部が絶對に達することが出來なかつた教育と勢力と自由とを彼等に、獲得せしめんとするにある」と。（註二七）かくの如き立場から國家をして社會主義を實行せしめやうとしたのである。

英國における國家主義の思想は、一方において、ヘエゲル國家觀の思想を受け容れて個人主義に反對したオックスフォドの新ヘエゲル的理想主義者、グリン、ブラットレイ、ボザンケットと他方、ヘンサム流の功利主義的見地から産業の社會化を主張したウエッズ、ショウのフェビヤン社會主義によつて代表せられてゐる。（註二八）

五

以上の近代における代表的國家觀は個人主義的見解を採るものも國家の包括的主權を主張し、國家主義的見地にあるものは、國家の社會に對する優越性、從つて國家による社會の克服を說いた。然るに近時の社會學者政治學者にして、國家の包括的主權に疑ひを挾み、自由の基礎は權力の分割にあるといふ信念を復活したものがある。彼等は他の重要團體に對する國家の支配權を否定し、現時の傾向は國家權力を縮小する方向にあると說く。彼等は廣汎な主權を有する新大國家に反對し、それが民主々義と自由とを亡ぼすものであると主張する。彼等は主權の集中を肯定せず、國家行動は緩慢にして浪費的なりとする。彼等によれば、國家と社會とを同一視することは、現時の錯綜せる經濟及び政治關係における實際的事實と一致しない。彼等は人の社會的性質を認める。然し、その社會性は國家と稱する單一の社會組織に表現せらるゝものではない。彼等は國家を信ずることが出來ぬ。故に彼等は單一にして包括的主權を國家に認めず、社會統制の大部分を他の組織に求めんとするのである。（註二九）

國家の包括的主權を否定し、これを諸多の團體に分たんとする見解は、多元的國家觀また多元的社會觀と呼ばれてゐる。（余は多元的社會觀を以て、多元的國家觀とする名稱よりは優れりと思ふ。）コオカアによれば、この國家主權反對論は大體において相互に關連する三形態がある。第一、國家は、社會における他の重要團體

に先行し、またはより優越なものでないとする說、第二、國家は、法律的に、他の國家との關係において獨立的でないとする說、第三、內的にいへば、國家は法律に對して優越的なるものにあらずとする說である。第一は社會學的の見方であり、第三は法律的、第二は國際主義的の見方である。（註三〇）筆者は第二、第三の見解を合せて法律的立場として社會學的立場と分つ。筆者の主題としてゐるマックイヴアは第一の社會學的見地と最も密接な關係があるから、第一の立場と第二の法律的立場を紹介し、第二の法律的立場の內國際主義の立場は、重要なる意義を有してゐないから、これを省略しやう、先づ法律的立場について述べる。

法律的立場からすれば、國家又は國家內の主權組織が法律制定を爲すとする傳統的主權論に對して根本的の攻擊が加へられるのである。而してこの立場を代表する者は、佛蘭西の法學者レオン・デュギィと和蘭の法學者クラッペである。

デュギイの學說の特徵は、國家主權と法の主權との嚴密な區別にある。兩者共事實の反影であり、社會における人々に適用せられ、命令する。乍然、國家自體は法及び正義と本質的な關係を有するものではない。國家の主權は法的または道德的根據を有しない。然るに法の主權は國家權力とは獨立に存してゐる。國家は單にある個人達が他を支配する團體であり、强者が弱者にその意志を强制する一特定地域に居住する人々の團體に過ぎぬ。政治的に支配するのは、治者の能力である。彼等の能力は富に、腕力の優越とその數量に、または心的優越に依存する。然るに法は全くこれと異る。法は一社會に屬する人々に課せらるゝ行爲の法則であつて、その人々の政治的關係如何を問はない。法に對する義務の念は、そが組織的主權の命令なるが故ではない。そは、社會生活の條件からのみ起るのである。この義務の感は、人々が社會內に生存し、生存するためには社會生活を送らざるべからず、而して、その社會生活はある行爲の樣式を要求するといふ事實に直接依存してゐるのである。社會生活の利益を維持するためには、一定の行動樣式を必要とする。然らざれば社會は崩壞するに至るのである。こゝに法の本質が存する。人は自然的にこの法を意識し、その自利心から法を遵奉するに至るのである。人は共同の欲望と必要とを有し、これらのものは共同生活によつて、よりよく充足せらるゝことを知つてゐる。法の起源であるこれらの事實が社會連帶を形成する。

デュギイは法が保證を有さねばならぬことを認めた。然し、この保證は組織的強制力ではない。法の支配の認定は元來ある行爲の社會的是認または擯斥の個人的意識を基礎とする心理的なものである。而して斯樣な意識は組織强制力、即ち政治的權力の存在しない場合においても存在してゐる。故に法は政治組織から獨立のものであり、且つこれに優越し、先行する。即ち法は客觀的なものである。法の支配の觀念は、全然國家から獨立のものであり、國家以上に包括的のものである。從つて、國家が社會的連帶の規則を破ぶるときは不法である。政府の權力そのものは、合法的ではない。たゞ社會連帶への共同を保證する法を維持するときにおいてのみ合法である。政府の機能は、それが法の代表者として活働するとき、ある事實に法を適用するに外ならぬ。立法は、法の支配を記述し、その法の支配を確保すべき手段を規定するに外ならない。かくて國家は包括的主權を否定せらるゝのである。(註三一)

クラッペはデュギイと同じく法律を以て、その起源においては國家と關係なく、國家以上のものとしてゐる。(註三二) 彼は、主權をもつて法律以上の命令能力と解し、法律をもつて主權の命令なりとする觀念を極力排斥してゐる。主權に、法の主權以外のものなし、故に主權は法の淵源ではないのである。乍然クラッペは、デュギイのやうに國家を法に關係のない弱者に對する强者の政治關係と解さない。國家の本質は法律關係の運用にあつて、弱者に對する强者の關係を運用するのではない。法の主權を外にして國家の主權はないのである。クラッペの國家觀の特徴は國家の本質が權力にあるとする說を斥けて、法の共同社會 eine Rechtsgemeinschaft たることを以つて國家の本質とする點にある。曰く「國家の本體は法的價値に對する統制に基く。法的價値はその起源の關する限りにおいて、すべての利益(インテレスツ)に對して同一である。法的價値の存しない場合には何等の利益に奉仕する義務がない。この統制において、國家は生活し、その權力を表はす。從つて、吾々は、從來の憲法文獻で强調せられてゐる思想、即ち法の維持及び行政、一般幸福、保安、秩序の事業を國家の機能中に數へ、政治的社會の本質が、これらの目的の實現にありとする思想を斥けねばならぬ。反對に吾々は國家は法の共同社會に外ならぬことを主張しなければならぬ。即ち國家は人類の一部がそれ自らの本來の法的標準と法的淵源を

有するものなること從つて國家は人類の一部がそれ自らの獨立した一體の法的關係を有するものなることを主張せねばならぬ。故に國家はある利益に對して法的價値を適用する以外の機能を行はないのである。國家は公私の利益に奉仕する義務を課する以外のことは出來ないのである。」（註三三）國家の主權を決定するものは法である。法は國家に先行し、優越してゐる。（註三四）

デュギイ、クラッペの學說にも相當の贊成者がある。デュギイの學說は佛蘭西において、一團の法學者によつて贊成せられ、その主なるものは、N. Berthélemy であり、Maurice Hauriou は他の方面から多元論に貢獻してゐる。オリオは統治機關に存する政治的主權と人民の中に存して、彼が不當と認める國家の命令の强制を是認しまたは共力することを拒む場合に現はれる法的主權とを區別した。彼は、國家における機關、機能及び權力を分たんと試みたのである。而して、彼の著述は、現代の佛蘭西において權力分立に關するモンテスキュウの古典的學說を批評する傾向の重要な方面を代表するものである。而して、スペインの著述家ラミロ・ド・ミェッは、ギルド社會主義の法的基礎を與へるためにデュギイの思想を適用した。（註三五）アメリカにおいては、ロスコオ・パウンドによつて牽らるゝ社會學的並に實際主義的法律學者が多くの點においてクラッペ、デュギイと同一の立場に立つてゐる。彼等は主張する。すべての生ける法律は社會の產物であつて、社會的利益によつて形成せられ、輿論によつて、支持せらるゝときにのみ服從せらるゝのであると。（註三六）

六

社會學的見解を根據とする多元學說は社會內における國家以外の團體も自然的に發生發達したもので、その社會的機能は國家によつて決定せらるゝのではない。故に國家は、これらの團體に對して主權を有するものではないと主張する。この多元的社會觀には歷史的、法律的、實際的の諸方面から到達せられてゐるが、多元的社會論の多くが負ふところ大なる學說はオットオ・フォン・ギルケ及びエフ・メエトランドの說によれば國家もまた一の人間の團體である。國家は古來法の主體即ち個人の如く「人格」として取扱はれてゐる。この國家の人格は一の擬制であるか。國家の有機的學說は國家人格の擬制たることを否定する。個人が存すると共に團體

人格が存するのである。個人も團體も共に、擬制でなくて實在であつて、共に法によつて、權利及び義務の負擔者たる能力、即ち人格を受ける。自然的人格は一の心理生理的の生活一體であつて、意志能力を有し、意志を行爲となす能力を有する。この能力に法は法的人格を附與する。團體人格もまた同じである。人間は生れながらにして、個人的存在であると共に、同類的存在である。人間は、同時に個人たると共に全體の一員たり得る。人間の生活は、個人的生活と共同的生活の二樣式が存する。個人が全體への從屬を意識するとき、即ち個人の意志が全體に結合せられた場合この統一せられた意志は全體の意志である。故に團體も行爲能力を有する。團體はその機關を通じて行動する。團體のために行動してゐる人々はその代表者ではない。彼等を通じて團體が活働するのである。故に團體は人格である。國家も他の團體も、共にその本質において異るところはない。團體は人格であるが故にそは外部規制に從つて、發生成長するものではない。即ちそは國家の擬制によつて成立するものではない。然し、國家は最高の團體的人格である。國家の中に諸團體は秩序づけられるのである。國家は、これらの諸團體相互間の關係並に團體の國家に對する關係を調節するための政治組織である。この目的のために國家は法律を制定する。乍然、各團體も法律制度に對する重要な機關であるので、國家の地位は絶對的のものでなくして、相對的に主要なるものといふにある。（註三七）

近時の學者で社會における職業團體及び經濟團體に特にその注意を向けるものがあるが、その中でボオル・ボンクウルの著述は最も有力なるものであらう。（註三八）ボンクウルは次のやうに主張する。すべての國及び時代における職業團體の歴史は、斯くの如き團體が自然に發生し、その性質において自由團體として成立してゐるのであるが、遂に拘束的團體に發展することを示してゐる。すべての職業的團體は、その目的とする職業の遂行せらるゝ條件を案出し、強制することが出來る。團體とその成員並に團體外の人々との關係は、その始めにおいては契約的性質を有するのであるが、遂には、主權的性質となる傾向がある。團體（組合）法の發達も如上の傾向に對して法的確認を與へてゐる。法は團體の自由權を與へ、團體の許容する條件以外の仕事を禁止する權能を與へることによつて、團體を法律上に

おいても事實上においても拘束的團體たらしめ、主權的團體たらしめるのである。ボンクウルはこの傾向を以つて避くべからざるもので、職業的團體そのものゝ性質に內在するものとし、この發達から生ずる狀態こそ眞の民主主義の政治と一致するものとした。すべての社會組織の目的は自由の保護にあるから、自由の必要なる制限は、自由の制限を受けるすべての人の協働によらねばならない。かくすることによつて、自由の制限もまた社會連帶の一反影である保證を得るのである。一團體における多數の權利は、多數が團體員共同の利益のために正常なる行爲をなし得ることの前提の下に是認せらるゝ。然るに一民族內の多數はすべての事象に對して、すべての利益のために行動することは不可能である。何となれば、一民族內のすべての人はすべての事象に對してその利益を同じくせず、多數は特殊團體のために行動する危險があるからである。故に、全民族の共同利益を處理する民族的主權のみに、ある集團の特殊利益が他の多數の利益よりも重要なる場合、これを處理すべき特殊的主權の存在を要するのである。かくて、ボンクウルは國家を以つて一般利益並に國民的連帶の全代表者となした。彼は諸團體の主權を國家の主權に對する補助とし、これと競爭的立場にあるものとしてゐるが、國家の主權はこれを尊重した。諸團體の主權を規定し、その個人に對する關係を統制し、團體をしてその本來の範圍を守らしめ、その目的の遂行に際して、不當なる手段を用ゆることを禁止し、團體主權が公衆及びその構成員を壓迫することを防止することを以つて國家の義務とした。

國家と社會團體の差別を明示して、徹底的多元的社會觀を採つたものは、ハロルド・ラスキである。彼は徹底的に國家主權の包括的性質を斥けてゐる。彼はその社會的理想において多元論を採るのみではなく、現實國家の說明において多元論を採つてゐる。彼の著「主權の問題」及び「近代國家における公權（オカツリティイ）」においてなしたところは現實國家が多元的基礎の上に立つてゐることである。彼は數多の歷史的事實殊に敎會對國家に關する歷史的事實等を擧げて、敎會も國家も共に同列に配列せらるべき團體なることを論證した。かくラスキは國家の絕對主權に批評を加へた。國家の絕對的主權は一の法的擬制であつて、無內容なる槪念に過ぎぬ。國家は、その成員に反對せらるゝが故に爲し能はない幾多の事柄を有してゐる。

社會的目的を遂行するが爲めには、國家内における團體も國家と同樣重要であり、かくの如き團體も均しく、個人の忠誠を要求すべき權利がある。教會や勞働組合はその各々の範圍においては、國家の如く最高權を有する。而して、この最高權は個人の道德的同意にその基礎を有するものであつて、決して、それ自ら獨立的に存在するものではない。個人はその道德的意識によつてのみ、諸團體に對する自己の忠誠を表はすものであるから、主權は事實上國家のみが有するのではない。主權は社會内の諸團體（國家を含めての）に分たれており、また分たれねばならぬ。要するにラスキの立場は實際主義的哲學と實證的社會學を基礎として國家に批判を加へたのである。個人主義と機能主義の立場にあつて、包括的主權的政治組織に反對した點は、ギルド社會主義と接近してゐるのである。（註三九）

多元的社會論者として更らに擧ぐべきは、教會の國家に對する地位を宣揚せんとするネヴール・フィギス、ギルケ＝メイトランドの團體眞人格説の反對者なるも多元的社會觀の重要なる點を是認せんとするエアネスト・バアカア、その他、フォレット、ベントレイ・ヴァカロ、シュタイナアを擧ぐべきであり、殊に多元論を一般的としたが、その詳細を他日に讓る。（註四〇）

七

多元的社會觀の根據及びその發達の概略は以上の如くであるが、筆者の主題としてゐるマックイヴアもまた同じく多元的社會觀の主張者の一人である。彼は既に名著「コムミュニティ」においてその社會學一斑を發表し、更らに小著「社會學要論」においてこれを要約してゐる。彼の新著「近代國家論」はこれらの社會學説の上に築かれた國家論である（註四一）

「一民族または一時代の表現である生ける文化の全體は一般に國家の力以上のものである。國家は文化を反影するがこれを創造することが少ない。國家は生活を秩序付ける、然しこれを行ひ、これを創造することがない。文化は政治的法則よりも有力な内的勢力によつて維持せられてゐる全社會の事業である。……國民たることは人の全生活または全體の義務ではない。すべての人はその家族に對し、全社會に對し自身に對して義務を有してゐる。國家は何故に國

家に對する人の義務が最高にして絶對的のものと定める權力を與へられたのであるか。」（註四二）

マックイヴアの立場はこの文章に最もよく表はれてゐる。彼は國家をもつて最高唯一の社會なりとしないのである。このことを歴史と現實の事實について論證しやうとするのが、マックイヴアの國家論の目的である。

マックイヴアの社會學における最も重要なる概念は全體社會（コンミュニティ）の概念である。彼の社會學にあつては、全體社會が團體（アソシエーション）と對立してゐる。而して國家もまた一の特殊なる團體に過ぎぬ。然らば、全體社會とは何か。團體とは何か。

先づ社會（ソサエティ）の語の意味から始めねばならぬ。社會とは最も一般的の言葉であつて、すべての種類及び程度の人と人との關係をいふのである。換言すれば、すべての人と人との望まれた關係を意味する。マックイヴアによれば、この社會と全體社會（コンミュニティ）、團體及び國家とを區別しなければならぬ。（註四三）全體社會とは、村落、都市、一國（國家にあらず）のやうな社會生活の全範圍である。生命の存する所は、また社會の存するところであるが、この人間の共同の生活において、人々は風俗、傳統、言語において、ある程度の他と區別せらるゝ共同的特質を形成するに至る。即ち共同生活における表徴が存するに至るのである。全體社會はこの表徴が存する範圍において限定せらるゝのであるが、その内で數多の方面において、人々は相互に多少自由なる關係に立つてゐる。全體社會の範圍には大小の差は存する。民族のやうな大全體社會においては、數多の小全體社會を包含する。小全體社會はある場合においては、大全體社會の中に半ば孤立的の存在をなす場合がある。數多の移民が移住する國で、彼等がその全體社會にあつて、特殊の生活方法をなす一集團の如き場合である。故にその範圍に關しては、全體社會の概念は絶對的のものではない。

而して、全體社會の觀念は、團體と對比するとき一層明確である。

團體とは、ある共同の利益を追究するための人々の組織である。共同目的に從つて組織せられた一定の社會的結合である。人々の追究するすべての目的は、彼等が協働的に作用するとき最も容易に達せられる。故にすべての目的に對應する團體が發生するのである。現在の全體社會内には無數の特殊の團體が存するのは吾々の均しく實見するところである。全體社會は社會生活の中心點であり、

人々の共同生活である。然るに團體は特殊利益の追究のための社會生活の機關である。そは人々の利益を共同的に追究するために熟慮的に形成せられたものである。然るに斯くの如き利益は、共同生活の全體よりは常に狹いものである。故に如何に重要なものと雖も團體は部分的である。この故に團體は特に組織せられなければならぬのである。團體はある特殊の方法において、特殊の利害を追究するが故にその成員の全目的を成就せしめるものではない。成員は他の目的を達成するためには、他の團體に加入することを要するものである。然るに全體社會は包括的であつて、部分的ではない。そは特殊利益の追究のために熟慮的に形成せられたものではない。そは共同生活の全範圍であつて、團體よりは包括的であり自然的である。近時の社會的發展の一特徴は全體社會内における團體の顯著なる增加である。昔時にあつては、國家、教會、ギルド、等の小數の團體をもつて足りたのである。然るに現在の進歩せる社會にあつては、團體の數は萬を以て數へらるゝ。人が他と共同的に有する利益は、現在においては、直ちに團體を形成する。從つてあらゆる種類と程度の團體が存在する。あるものは、目前の目的のために、例へば、ある法案の通過のために組織せらるゝが、その團體は法案の通過と共にその存在の目的を果たしたのである。あるものは永久性を有する。例へば、國家、教會、家族の如きものである。（註四四）

更らに區別せらるべき一の社會現象は制度（インスチチユシヨン）である。例へば、吾々は一妻一夫の制度といひ、家族を團體とする。議會は一の制度であるが、國家は一の團體である。洗禮は一の制度であり、教會は團體である。故に制度とは、人々の間の關係の承認せられ、確立せられた形態である。制度は特殊の團體または全體社會によつて建設せらるゝ。習慣の如きは全體社會の制度である。ある場合においては、團體は、全體社會の自然的に發生せしめた制度に對して特別の保護を與へる場合がある。國家はこの作用を屢々行ふ。例へば、財産制度は共同生活の制度として發生したのであるが國家はこれを法的制度となしたのである。社會的諸制度は社會における人々の生活に奉仕し、且つこれを統制する複雜なる組織である。（註四五）

要するに社會には三方面がある。即ち全體社會、團體及び制度である。今これを表示すれば次のやうになる。

全體社會　包括的結合　一國、都市、村落、民族、氏族

團體　部分的結合　家族、教會、階級、會社、組合、國家

制度　手段方法　相續、洗禮、階級別、市場（註四六）

八

マックイヴアが國家に對して與へた地位が何處にあるかは以上の論述で一通り明かと思ふが、尙ほその本質、社會における地位、その發展の傾向について述べやう。

國家の本質は團體たることにある。それは家族、教會等と同じ意味における團體である。國家は屢々多くの論者によつて、全體社會と同一視せらるべきではない。すべての國家全く誤謬である。國家は全體社會と同一視せられてゐるが、それは嚴密なる地域的の範圍を有するが、全體社會は國家の意味においての地域的制限が存しない。國家は排他的であり、決定的である。一國家が終るところは、他の國家の始まるところである。而して一國家の始まるところは他の國家の終るところである。何人も二君に仕へ得ざると同じく二國家に屬することは出來ぬ。

然るに吾々は同時に數多の全體社會に屬し得る。この國家の特徴は何であるか。國家の標識は政治秩序である。國家の手段は政治的法律である。吾々は既にすべての團體が全體社會の內にあつて、その一機關であるといつた。國家もまたさうである。全體社會は國家に先行する。國家の政治的秩序は原始的社會には存してゐない。故に政治的秩序のないところに、國家は存在せぬ。

政治的法律はその性質において、無條件であり、制定せられたものであり、主として消極的なものである。他の團體の法律は、その成員を拘束しない。諸君は勞働組合または教會の法を否認して、その團體から脫することが出來る。團體はその特殊の利益の關する以外に諸君に對して、壓迫を加へることが出來ない。全體社會もまた然りである。全體社會の法を諸君が破棄した場合は、全體社會が諸君を排除するのみである。然し國家の法を諸君が破棄した場合には、國家は諸君に對してその利益を否定するのみでなく、諸君を罪する。また諸君は國家權力の範圍を脫することを得ない。國家はすべての人に對して、直接又は間接にその法規を賦課する。乍然、法の權力は窮極的のものではない。法は常に意志にその根據を

置いてゐる。國家は、その成員がその法に服し、法を維持すべくその權力を結合したが故に即ち彼等が法の力を欲したが故に強制の權力を有するのである。而してその法の目的は、同胞間の社會的關係を秩序づけるにある。相互の幸福は相互の勤勞と相互の抑制とを要する、かくて社會の存するところ權利と義務の組織が存在する。社會は常に各人とすべての人との間の相互關係を創造し、この關係のあるものは成文的法制と化され他のものは習慣法として作用する。かく人々の間に認定せられた權利義務の組織、の維持及び發展のために起つた中央的組織または政府を組織する集團を稱して國家といふのである。換言すれば、國家とは、一全體社會内にあつて地域的に定められた社會秩序の一般的外的條件を維持する團體である。（註四七）

國家の機能は社會秩序の一般的外的條件の維持のみに限られてゐる。即ち人格を秩序づけ、擁護することがその積極的の任務でもあれば消極的の任務でもある。この事以外に國家の權力が及んでゐるとすれば、それは越權である。カイゼルのものはカイゼルに、神のものは神に返さねばならぬ。然も、一元的國家論はカイゼルのものにあらざるものを國家の所有としやうとする。そは先づ人々の信仰道德を規定しやうとする。宗教及び道德のことは個人の内心のことであつて、法律に先行するものである。法律は既にいつたやうに、吾々の意志に依存してゐる。而して、宗教道德は吾々の意志の範圍に屬することであつて、寧ろ法律の基礎となるものである。宗教道德は個人の全生活に關係してゐる。然るに政治現象はその一部分のみしか形成しない。故に宗教道德を法律命令の下に置くことは宗教道德の生活の破壞を意味する。その本來の意義の破滅を來すものである。習慣風俗の範圍についても同樣である。習慣は社會の到るところに自然的に發生する。自然的なる習慣に對する國家の權力はまた小なるものである。國家は習慣を作ることも、またこれを抑壓することも出來ない。國家は間接に、習慣のよつて生ずる社會の情態を變ずることによつて、習慣に影響を與へることが出來るだけである。習慣が法律によつて、干涉の加へらるゝときは、習慣は直ちにこれに反對し、遂には、一般意志の結合を破壞するに至る。習慣の一形態である流行についても同樣である。（註四八）

すべての文化を國家は創造するものではない。文化の創造は全體社會の任務である。美術、文學、音學の世界において、また宗教、習慣、流行の世界において、すべての生活の思想と方法において、日常生活における生活のための勞働において、戀愛において、日常の苦樂においての文化は自ら成長するものである。かく、國家は、その成員の全人格を包括するものではない。吾々は國家内に生活するものではなくして、國家によつて生活するものである。國家は全體社會によつて形成せられた有限の目的とその到達方法を持つてゐる團體に過ぎない。そは獨立な實體的の全體ではない。自らの權利によつて、自らの幸福のために存立してゐる全體ではない。國家はその成員の目的に奉仕すべき手段である。國家の全組織はこの目的を追究するにあらずとすれば、そは無意義である。國家の結合はそれ自らの中にあるのではない。その結合は外部から來る。即ち國家を一の機關として用ゆる全體社會によつてのみ維持せらるゝのである。國家の主權は最高にして、自律的のものではなくして、一の信託である。そは一の人格ではなくして、その成員たる人格を關連せしめる一の機關である。而してその機能とするところは社會關係の全組織に對して結合の形態を與へるに外ならぬ。斯くの如くにいふのは國家を無用視するのではない。すべての人生の行事はその援助によつて可能となる。故にすべての人はその維持に對して貢獻するところがなくてはならない。國家はすべての社會的交渉の基礎である。故に人はその職業の如何を問はず、國家の一員でなければならぬ。（註四九）

全體社會の創造する團體の一つである國家は、他の團體とその機能において同一である。それは特殊利益の追及である。たゞ國家と他の團體、即ち教會、家族、職業組合との差は國家がこれらの團體の相互的地位を規制する點にある。乍然、このことは、國家がこれらの團體を創造したことを意味するのではない。現在においては團體は國家の一部でもなければ、單なるその從屬物でもない。團體は國家と同じやうにその權利において生存し、團體自らの權力を行使する。乍然、すべての國家を含めての團體の存在及びその權利の行使はその特殊目的の範圍内に限定せられてゐる。故に各團體は各々限定せられた機能を有し、その機能以上の方面を他の團體が有するとすれば、各團體は、他の團體の機能を侵害するが如きこと

あつてはならない。即ち權力は機能に應じて分配せられねばならぬ。然るに現在の國家はその機能以上の權力を振つてゐる。その著しいものは、他のすべての團體に對する生殺與奪の權である。この國家の越權は教會、勞働組合、大學の側から常に越權として非難されつゝあるが、國家が政治的鬪爭を解決するために、權力（暴力）を所有してゐることが、國家をして他の團體より優越ならしめたのである。この傾向は決して喜ぶべき傾向ではない。民主主義の發達と共に漸次改善せらるゝであらう。（註五〇）

九

次の國家は如何なる起源を有し、如何にして發達し、如何なる傾向を有するかが問題である。

全體社會は國家に先行する。國家は人間が熟慮的に形成したものである。國家の起源を論ずるには、國家形成以前の社會について少しく知るところがなければならぬ。マックイヴアは人類の最初の社會形態を以て、家族としてゐる。氏族制度における家族である。氏族制度の社會においては國家は未だ發生してゐない。

而して、氏族制度の社會の特徴とするところは、それが比較的孤立的な小集團であることである。この小集團における生活は自然との直接の接觸である。自然に近い生活をしてゐるこれらの小集團は、文明人に見るやうな複雜な社會生活の機關を有してゐない。彼等の生活の小範圍において經驗が甚だ貧弱である。生活の利器を有してゐない小團體の生活は甚だ容易ではない。從つて、各個人がその才能を充分に發達せしめる丈けの餘裕を持つてゐない。從つて彼等の小集團における個人は、文明社會の個人に比較して甚だ複雜性に富んでゐない。彼等は單純である。その集團の組織も簡單である。一小集團内においては、その習慣も風俗も道德も、年齡と性の區別を除いては、盡く同一のものである。この小集團においては、習慣は「人々の帝王」である。習慣は時として不文法といはれる。然し、習慣は政治的法律と全然その性質を異にしてゐる。政治的法律は國家による法律であるが、習慣は全體社會によつて、維持せられ、作らるゝからである。すべてのことが習慣によつて規制せらるゝ原始的社會においては、個人はあらゆる點において自律的でない。すべて氏族によつて支配せらるゝのである。氏族は血族によつて

成つてゐるが、血族の習慣がすべての個人を支配する。個人は全體のために勞働するのである。この血族も家族から成立する。家族はその内に大社會を形成する萠芽を藏してゐる。一の新家族は常に二家族の結合を意味する。而して族外婚姻の禁止の事實は、社會をして血族の範圍以上のものたらしめたのである。かくの如く家族の發達は社會の地域を擴大し來るのであつて、この擴大せられた地域が國家形成の基礎的地域となるのである。（註五一）

國家形成の二つの動機は社會的保護と權力の野望である。この二つの動機が密接に結合した場合において、國家は最も確實な基礎と發達とを得たのである。一般社會的秩序の維持のためにする正義の權力は政府の權力を增大すると共に、財產並に兩性關係に對する統制は舊社會における習慣を打破し、舊社會を崩壞せしめるのに有效であつたが、最もこのことに貢獻したものは、外敵に對する防禦のための武力であつた。この外敵よりの保護は最も强固なるを要し、從つて、政治的權威の擴大に對して最も役立つたものである。外敵に對する戰爭においては、元首の權力はまたその人民の權力として現はれた。他の場合においては支配者の優越は、その臣下の隷屬化であつたが、この場合においては、支配者の優越はまた臣下の優越であつた。かくて政治的權力は確立せられて來たのである。以上の點は、國家の成立と支配者、被支配者の點から觀察した法律的方面であるが、國家の成因はこの法的方面のみではない。國家は一の秩序のみでなく、諸々の秩序を創造する。權力とは一人に對する多數の服從ではない。權力は常に階段的である。それは階級組織を意味する。權力は意志の有效なる行使で、一人の意志に關するやうであるが、それは、意志の行使を維持する複雜な階級的組織を要する。意志の行使を承認すると共に、その意志行使に參加せんとする意志の階級的組織を要する。

かくの如き性質の政治的權力の發達は、社會組織における重要なる變化を必要とする。この變化は相對的支配及び服從の意味における社會階級の創設にある。こゝにおいて原始社會における民主主義の原則は破壞せらるゝ。年然、この階級組織の起源は人間の不平等に存する。人は年齡、性別、體格等の自然的の不平等を有すると共に、智力、武力、熟練等の後天的不平等を有する。この自然的並に後天的優秀性を有する人々は社會において優秀なる地位を要求し、國家の權力に參加す

ることによつて、その權力を增加し、且つ確保する。彼等は、一方國家によつてその目的を成就すると共に、他方國家の要求してゐる政權の社會的維持をなすのである。この過程において國家は一の階級國家となり、氏族的習慣は特權的集團によつて、破壞せられ、國家制度は益々支配の目的に向つて進み、一般的幸福の增進をその任務とすること能はざるに至るのである。かくて、國家は特權的階級と同一となり、國家は階級の手段となり特權的秩序と同一となる限りにおいて、權力を獲得するのである。（註五二）

氏族制度の上に建設せられた小國家は次第に大をなして來た。大國家の建設は征服によつて行はれた。そは正義の政治思想に對する權力の政治思想の勝利であり、階級組織の共同的社會に對する勝利を意味する。この勝利を可能ならしめたものは、動產的富の集積である。富の積極の結果として起つたものは都市である。都市は富の集積の中心となり、その結果として、權力の都市への集中となつた。都市の出現は、人々が最早土地から直接生活資料を得るために奪鬪することを要せず、他人の勞働の成果を支配して生活資料に充る方法の成就せられたことを示すものである。かくて大國家への基礎が置かれたのである。大國家の第一條件は都市であつた。アッシリア、ペルシヤ、エジプト、支那の初期の帝國は都市生活の方法を始めに修得した人々によつて建設せられたのである。都市は自ら社會統制の形態を組織した。初期においては、都市はそれ自ら國家であつて、その影響を後方地方に及ぼしてゐたのである。

富の集積の影響の最も顯著なのは、常備軍の編成である。そは氏族制度における時々の必要に應じた自然的の軍備ではない。この常備軍の編成は軍隊內における嚴格なる命令服從の制度と共に保守的傾向を助長するに與つて力あつた。常備軍は强大なる保守的勢力となつて、階級的國家を保持し、共同奉仕の觀念は統治の原理と變じ、命令の執行と變じたのである。かくて社會組織は血族的關係によつて、律せられずして、階級と職業との區別によつて制約せらるゝに至つた。而してこの階級及び職業の區別は、主として世襲となつたのである。この階級的國家を擁護する他の制度は宗教であつた。國家は、かくの如くにして武力と宗教の二つの勢力に擁されて、すべてを支配するに至つた。國家は、階級制度のために以

上の如き影響を受けながらも、ギリシア都市國家においては、民主的傾向を示してゐるのである。（註五三）

中世の國家は封建制度を中心とする領域國家である。封建的領域國家は土地所有を基礎とした國家である。即ち土地所有がすべての權利及び義務の基礎となつたのである。そは、臣下たることの要件であつた。軍役の執行及び租稅の提供に對する、また後見婚姻、司法及び立法に對する要件であつた。すべての公職は私有財産の附屬物となつたのである。即ち封建制度の傾向はすべての階級化にあつた。所有と地位職業とは世襲となつた。この傾向を打破しつゝあつたものは、都市における商業の勃興であつた。ギルドは都市にあつて、新らしい民主的精神を涵養したのである。（註五四）

近代國家の基礎となりつゝあるものは、民族の觀念である。宗教、智識及び言語生活標準の廣大なる地域における同一による文化の共通が民族觀念の基礎である。而して民族とは、特定時代の歷史的條件の下に、國家の結合を通じて存在し、または存在せんとする全體社會の觀念である。民族の觀念は、その社會に屬するすべてを包含し、自然によつて與へられたものでその人の地位階級によつて營まるのではない。そは平等の要求を含んでゐる。民族觀念は貧富貴賤を問はず、すべての人に適用せらるゝ。而して、そは、王制に對する服從の如き外的のものでもなく、數代の同化作用によらなければ消滅し得ざるものである。近代の國家はこの民族觀念を基礎とし、またはせんとする民主主義的のものである。（註五五）

一〇

マックイヴアは國家の形態を分つて(一)王制國家 dynastic State と(二)民主的國家 democratic State としてゐる。王制國家とは、全體社會における一般意志が國家内に存せず、一般的意志が單に國家承認に過ぎない階級支配の國家である。然るに民主的國家とは、全體社會全體の、少くともその大部分を包含する一般的意志が統治形態を意識的に、直接に、積極的に支持する國家である。そは近代民主主義の形態における國家をいふのである。洵に民主主義は程度の問題である。婦人の參政權の否定せられてゐても、國民參政の施行責任に對する最低の制限の付されてゐるところでも民主的國家と稱するのである。（註五六）マックイヴアは階級國家から民

主的國家への進歩を確信するものである。彼は、初期の國家が一階級また一家族によつて支配せられ、全體社會の多數者はこの少數の支配者に從屬してゐる嚴密なる階級國家たることを認めてゐる。（註五七）この掠奪的國家が變じて行政的國家となる。そは支配の狀態たる國家から一般福利の維持の國家と化すのである。かくて國家は文明の利器の擁護者たるに至る。これが民主的國家なるものである。（註五八）昔時の國家を支配してゐた階級は貴族及び僧侶である。貴族の國家の支配權の主たる要素は土地の所有と軍隊の指揮であつた。僧侶の支配は精神的の支配であつた。（註五九）而して斯くの如き支配は、近代の民主的國家には存在しないのである。然らば經濟的勢力は近代國家と關係しないだらうか。

政治的權力と經濟的權力とは同一目的を成就せんとする二つの異りたる手段である。兩者は人類幸福の前提條件である。故に兩者は無關係ではないのである。然も兩者の性質は全く異つてゐる。經濟的權力は收入に對する支配權である。即物資、雇傭、市場、信用、物價競爭を支配する力であつて、供給の統制に基礎を置く需要の力である。そは階級的であり、不平等である。然るに政治權力は平等にその基礎を置き、全體社會によつて活働し、地域的制限を有してゐる。政治的權力は、平等に基礎を置くが故に、そは經濟生活における不平等を統制する機能を有してゐる。（註六〇）舊時の國家におけるが如く、經濟的優越の階級がまた政治的優越階級ではない。古代及び封建國家にあつては、土地の所有が國家の支配者であつた。この土地所有による國家は近世の町人の金力を以つて打破せられたのである。然るに近世町人の金力はそのまゝ政治的權力となつてゐない。そは、土地所有のやうに、利害の一致がないからである。近世の資本家は國家に對して大なる影響を及ぼしてゐるが、彼等自身國家の支配者とならなかつたのである。資本家の諸利益の衝突の中に一般的福利を要求する聲が起つた。民主主義の聲がこれである。政治的權力を握ることは最早富の所有の直接如何ともすることが出來なくなつた。政治的權力への道は輿論の喚起にあつた。輿論の組織は政黨である。政黨は各種の意見を代表して民主主義の政治に參加するものである。（註六一）斯くの如く近世國家の民主主義に政治の完成を求めやうとするマックイヴアも國家の階級的性質を全然否定することが出來ない。曰く、歴史的には國家の利益は治

者または支配階級、始めには軍國的また土地所有の寡頭政治または後には金權政治の利益と同一でおつた。これらの形態においては、國家は階級の組織であつて、一般的利益のためではなく、階級利益を代表したのであると。（註六二）

以上は、マックイヴアの新著近代國家論中、社會學的に見て、重要なりと思はれる部分について、極めて大略の紹介を試みたのであるが、國家の本質に關する著者の見解、即ち國家を以つて、全體社會とせず、その特殊的機關とした點は、所謂多元的社會學說の共通的主張ではあるが、一の卓見であると思ふ。殊に國家と社會の區別さへ明確にしない我が國の一般思想界にはこの說の一層行はるゝことは望ましいことである。彼は國家を以て、始め經濟的階級的所產なりとして、近世國家のみを以て、階級的性質を帶びざるものとなすの見解に就いては、社會學者の甚だしい反對を買ふものであらうと思ふ。故に彼は、國家に對する直接な階級支配なしとか、間接には社會的經濟的勢力の影響を及ぼすことはあり得るとする曖昧な文章を以てし、また歷史における國家の階級性を承認したのではなからうか。この點は彼の國家理論の最大の弱點である。恐らく、國家をして、一般的福利を增進する外的秩序なりとする彼の國家理想が、知らず知らずの間に、彼の現實の認識を斯く枉げしめたのではなからうか。然し、彼の國家論は、多元的社會觀の立場にあつて、その歷史的、法律的、理想的諸方面を組織化したものとして、從來の國家觀に滿足し得ざる人の一讀に値ひする近來の好著述である。

（千九百二十七年一月十二日脫稿）

〔註〕

1. Ernest Barker, Greek Political Theory. Plato and his Predecessors. 1918. pp. 5-6.
2. Barker, op. cit. p. 8.
3. Barker, op. cit. pp. 8-10.
4. Barker, op. cit. p. 10.
5. M. Pohlenz, Staatsgedanke und Staatslehre der Griechen. 1923. S. 12.
6. Ernest Barker, Mediæval Political Thought, an Introductory Essay in "The Social and Political Ideas of some great mediæval Thinkers" edited by Hearnshaw. 1923. p. 12.
7. Barker, Mediæval Political Thought. p. 13.
8. Barker, Mediæval Political Thought. pp. 15-16.
9. Barker, Mediæval Political Thought. pp. 17-19.

10. Barker, Mediæval Political Thought. pp. 20-23.
11. Barker, Mediæval Political Thought. pp. 25-28.
12. Gustav Schmoller, Das Merkantilsystem in seiner historischen Bedeutung in „Umrisse und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte. 1893. S. 1. f. 高橋誠一郎著　經濟學史研究
13. F. W. Coker, Pluralistic Theories and the attack upon state sovereignty in A History of Political Theories, Recent Times. Esasys on contemporary developments in political theory edited by Merriam and Barnes. 1924. p. 81
14. De Republica (1586) Bk. I, ch. i and viii. Coker. op. cit. p. 81.
15. Coker, op. cit. p. 81.
16. De Republica, Bk. I, ch. viii.
17. De Jure Belli ac Pacis (1625) Bk. I. ch. i, sec. xiv.
18. Leviathan, (1651,) Pt. II, ch. xxi.
19. Lectures on Jurisprudence, 1869, vol. i. pp. 270-285. Coker, op. cit. pp. 87-88.
20. Coker, op. cit. p. 88.
21. Heinrich Cunow, Die Marxsche Geschichts-, Gesellschafts- und Staatstheorie, Grundzüge der Marxschen Soziologie 19 20. Bd I. S. 239.
22. Jacob Baxa, Einführung in die romantische Staatswissenschaft. 1923. S. 8.
23. Baxa, op. cit. Ss. 8-20. 68-78. 89-98. 阿部秀助「フイヒテの經濟觀」慶應義塾大學經濟學部同人編「經濟學說研究」一頁以下　船田三郎「フイヒテの初期に於ける國家思想」三田哲學會編「哲學」第一輯　二四五頁以下
24. Cunow. op. cit. Ss. 239-244. 小泉信三　改訂社會問題研究　第一篇　森戸辰男「マルクス國家觀の生誕」大原社會問題研究所雜誌第四卷第一號
25. Franz Oppenheimer, System der Soziologie Bd. I. 1. S. 40.
26. Ernst Grünfeld, Lorenz von Stein und die Gesellschaftslehre. 1910.
27. Lassalle, Das Arbeiterprogramm. 1862. Gesammelte Reden und Schriften 1919. Bd. II. 196-198. 小泉信三　前揭書第一及び第二篇
28. Ernest Barker, Political Thought in England: From Spencer to the Present Day. 1915. chs. III and VIII
29. Raymond G. Gettell, History of Political Thought. 1924. pp. 458-459.
30. Coker. op. cit. p. 89.
31. Coker, op. cit. pp. 100-102
32. H. Krabbe, Die Moderne Staatsidee Haag. 1919. English translation by George Sabine and Walter Shepard. The modern idea of the State 1922. with an introduction.
33. Krabbe, Modern idea of the State. pp. 214-215.
34. Coker, op. cit. pp. 103-104.
35. Ramiro de Maeztu, Authority, Liberty, and Function 1916.
36. Gettell, op. cit. pp. 461-462.
37. Otto v. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, 1868-1913. Das Wesen der menschlichen Verbände, 1902. F. W. Maitland, Moral Personality and Legal Personality. (Collected Papers of Maitland 3. vol.) Introduction to

Gierke's Political Theories of Middle Age. Coker, op. cit. pp. 90. and 91. Gettel, op. cit. p. 459. Barnes, Sociology and Political Theory. p. 32. Caspary, Geschichte des Staatstheorien. 1924. Ss. 87-88.

38. Paul Boncour, Le Fédéralisme Économique. 2 éd. 1901. pp. 1-16. 177-224. 369-423 Coker, op. cit, pp. 90-91. 94 95

39. Harold Laski, Authority in Modern State, 1919. Foundation of Sovereignty 1921. The State in the New Social Order, 1922. Grammer of Politics 1925 Coker, op. cit. pp. 93. 96. Gettell, op. cit. pp. 462-463. 中島重著多元的國家論

40. Gettel, op. cit. p. 463. Coker, pp. 91-98. 小泉信三　前掲書第三篇　中島重　前掲書　加田哲二著　國家學說と社會思想　第二篇

41. R. M. MacIver, Community 1917. Elements of Social Science 1921. The Modern State, Oxford, 1926.

42. MacIver, State, pp. 161-162, 163.

43. Community, p. 22. Elements. p. 8.

44. Community. pp. 23-28. Elements. pp. 9-10. State, p. 6.

45. Elements, p. 11.

46. State. p. 6.

47. Community. pp. 28. ff. State. pp. 17-22. 183 ff.

48. State, pp. 149-164.

49. State, pp. 161-162, 474, 451-452, 484, 482.

50. Elements. pp. 80-94. State, pp. 165 ff. 162-164.

51. State. pp. 25 ff. Elements. pp. 26 ff.

52. State, pp. 47-50. 40.

53. State, pp. 40. 46-114.

54. State, pp. 115-120.

55. State, pp. 121-133.

56. State, pp. 342-3.

57. State, p. 337.

58. State, pp. 184-185.

59. State, 400.

60. State, pp 291-303.

61. State, pp. 303-316, 396 ff.

62. State, p. 486.